

# 教育学部の改革とその経緯

教育学部 藤 則 雄

## Reorganization of the Faculty of Education and It's Circumstance

Norio FUJI (Faculty of Education)

### 1. 改革の趣旨

金沢大学教育学部は、発足して凡そ50年、この間一貫して石川県及び北陸を中心とする各地に、第一線で活躍できる教員を養成し、教育界はもちろんのこと、官界・産業界にも幾多の有能な人材を送ってきた。しかしながら、その後、教員養成制度の改変、地域における教員需要の低下等の外的要因に学生の意識の変化・多様化という内的要因も加わって、本学部への改革の波は、年ごとに強まり、特に、平成4年度には、極めて深刻な事態となってきた。また、大学の在り方についても、大学審議会を始めとする各方面からの種々の提言や大学内でのさまざまな観点からの教育学部改革についての議論が行われ、本教育学部は、その存続・浮沈にも係る極めて重大な時期に立ち至っているとの認識のもと、学部挙げて日夜鋭意検討を重ねた。

このような社会と学内からの諸提言・評価に対応するためには、教育界において高度な専門的知識と能力を備えつつも広範でさまざまな視点から大局的に適切に判断でき得る教員の養成、現職教員の再教育、あるいは、いじめ・登校拒否・非行等の今日的な学校問題に正面から立ち向かって、問題解決のできる力量を持った教員の養成と云う教育学部に課せられた役割と期待には大きいものがある。

以上のような現状に鑑み、教員養成課程を縮小し、総合科学課程(文化科学コース・自然科学コース・人間科学コース)及びスポーツ科学課程を創設し、より幅広い社会的ニーズにも応えるための改革を平成元年度に行ったが、このような本学部の緊急避難的対応は、必

ずしも十分でないことは、その後に改組の他国立大学教育学部のそれと軌を一にするものであった。

しかし、教育・研究の両面において長年にわたって本学部が行ってきた教員養成の歴史の中で、本学部が一定の役割を果たしてきた成果には、誇るべき成果が少なくないことも確かであり、また、本学部の創立以来の宿願でもあった大学院修士課程の全専攻の完備は、日本海側国立教員養成系大学・学部の中では最も早く、現在でも数少なく、教育・研究機関としての基礎を確立したのみならず、さらに、大学院博士課程の自然科学研究科と社会環境科学研究科の設置は、金沢大学をして社会的に日本海側における基幹大学としてより一層の期待が掛けられていることも事実である。ましてや、この高度な教育・研究組織の中に本学部所属教官が多数参画していることにその誇りと責任の重大さを痛感してきた。

教員養成系大学・学部に求められる改革の方向は、本学部の教員養成部門を更に縮小・精鋭化するとともに、他方では、いわゆる新課程を改組・充実して社会の要請に沿うべく、より個性的で、より多様性も持たせるよう果敢な改革を求めて、慎重に審議を行い、これまで以上に教員採用試験や就職対策に本腰を入れて組織改革を推進しようとしてきたが、現実には、それを遙かに上回る速度で悪化し、平成6年12月には抜本的な学部改革が迫られた。

そもそも、今日では、大学の理念そのものが大きな修正を求められており、特に、教育学部の在り方の再検討は、今や一刻の猶予も許されず、時代全般を広く見渡せる基礎的教養・総合的能力と、学際的・専門的

な能力を備えた人材の養成が本学部学生教育の基礎に  
 ならなければならないことは言うまでもなく、さらに、  
 今日教育現場が抱え、直面している学校教育問題は、  
 これまでの戦後日本の社会の歪みであり、その積分さ  
 れたものの一端である、と云えよう。今や学校現場の  
 みならず、社会全体が教育学部の教育に期待するところ  
 大なるものがあることを十分に認識する必要がある  
 あり、その期待に応えることこそ今の教育学部に課せら  
 れた焦眉の課題であり、責務でもあるとの認識に立脚  
 して、これまでにない、抜本的改革に向けて努力する  
 必要があった。特に、金沢大学教育学部においては、  
 学生の教員採用率が低下している。この採用率の低下  
 の原因は、最近における少子化にその主因があること  
 は論を待たないが、加えて多様化社会の出現もその要  
 因である。これに対応するためには、教育学部におけ  
 る教育課程・教育組織・就職対策等の、いわゆる本学  
 部に内在する原因についても自ら点検し、学部全体の  
 在り方について再検討する必要があった。

以上のような改組への趣旨に即して、これまで学部  
 全教職員は、挙げて一丸となり、学部改革に向けて、  
 学部内での審議はもちろんのこと、本大学他部局の合  
 意をも得つつ、文部省教育大学室とも深夜に及ぶ検討  
 を鋭意重ねてきた。

## II. 改革の経緯概要

本教育学部の改革が、現在のような改組として完結

するに至るまでには、この間に幾度かの変遷があった。  
 その主なものについては、本学部自体によるもの他、  
 文部省との協議や他部局からの要請によるものもあつ  
 た。これら改革についての変遷の経緯を踏まえつつ、  
 変遷の主な節目ごとに編年的にその要点を述べる。

### (1) 平成6年11月頃迄の改革案

昭和60年頃からの幼稚園・小学校・中学校等に認め  
 られる少子化現象に伴って、本学部の諸教員養成課程  
 の教員就職率の低下問題が本学部の焦眉の課題とな  
 り、平成元年度には、教員養成部門を縮小し、他方では、  
 その縮小に見合った分を総合科学課程(文化科学・  
 自然科学・人間科学の3コース)及びスポーツ科学課程  
 の創設に振替えて一応の対応を行った。しかし、総合  
 大学としての金沢大学では、これら新課程、なかんず  
 く総合科学課程の存続は、他学部の教育課程・就職等  
 と競合するものであり、さらに、平成4年頃からの本  
 教育学部の教員就職率の劣悪化も加わり、新課程のアイ  
 デンティティも含めて、教養部の改組と共に、本学部  
 の抜本的改革が全学的な議論の対象となった。

以上の社会的・学内的情況に即して、平成6年11月頃  
 迄に、他部局の理解と協力を得つつ、文部省の関係係  
 との交渉に即して、教授会では次のような改組計画案  
 が策定されていた。

#### ①課程の改組と学生定員の改訂(下表)

	改 組 前		改 組 後		増減数 △
	課 程 名	学生定員	課 程 名	学生定員	
教 員 養 成 課 程	小 学 校 教 員 養 成 課 程	100	小 学 校 教 員 養 成 課 程	85	△ 15
	中 学 校 教 員 養 成 課 程	50	中 学 校 教 員 養 成 課 程	50	0
	高 等 学 校 教 員 養 成 課 程	20	高 等 学 校 教 員 養 成 課 程	0	△ 20
	聾 学 校 教 員 養 成 課 程	15	聾 学 校 教 員 養 成 課 程	15	0
	養 護 学 校 教 員 養 成 課 程	20	養 護 学 校 教 員 養 成 課 程	15	△ 5
	言 語 障 害 児 教 育 教 員 養 成 課 程	20	言 語 障 害 児 教 育 教 員 養 成 課 程	15	△ 5
	小 計	225	小 計	180	△ 45
新 課 程	総 合 科 学 課 程	40	総 合 科 学 課 程	40	0
	ス ポ ー ツ 科 学 課 程	30	ス ポ ー ツ 科 学 課 程	45	15
	小 計	70	小 計	85	15
	合 計	295	合 計	265	△ 30

②教官定員

教官定員は、これまでの課程設置に係る規程等に即して削減をしない。他方、教養部改組に伴う教養部からの分属希望教官は受け入れ、これを以って大学院の整備を図ること。

③大講座制への移行

大学院12専攻を維持し、各専攻内の講座は大講座制に改組。

(2) 平成7年1月末頃の改革案

平成6年12月における文部省からの本教育学部改革についての強力な指導等で、当初は、学部名の変更、教員養成課程学生定員の見直し(削減)、学生定員見直

しに見合った教官定員の見直し(削減)、中学校教員養成課程の幾つかの専攻の縮小(金沢大学が総合大学であることに鑑みるならば、教育学部の中学校教員養成課程の幾つかの専攻は他部局の類似学科でも教員の養成を代行できるので、教育学部のこれ等の専攻については、学生定員及び教官定員を抜本的に見直すこと)、及び新課程の見直し等が学部改革の主要事項となった。

この指導、及び学内での毎週に及ぶ将来計画検討委員会、そして、連日・連夜に及ぶ教授会等の議を経て、平成7年1月末頃には、次のような改革案がまとまっていた。

①新設・改組する課程名及び入学定員

	改 組 前		改 組 後		増減数 △
	課 程 名	学生定員	課 程 名	学生定員	
教員養成課程	小学校教員養成課程	100	学校教育課程 学校文化コース 言語・社会系教育コース 理数系教育コース 生活系教育コース 芸術教育コース 音楽専修 美術専修 保健・体育コース 障害児教育コース	125	
	中学校教員養成課程	50			
	高等学校教員養成課程	20			
	聾学校教員養成課程	15			
	養護学校教員養成課程	20			
	言語障害児教育教員養成課程	20			
	小 計	225			
新課程	総合科学課程	40			△ 40
			生涯発達課程	45	45
	スポーツ科学課程	30	スポーツ科学課程	30	0
	小 計	70	小 計	75	5
	合 計	295	合 計	200	△ 95

②学生定員95人を他部局に振替えるに伴い、教官定員30人を他部局へ移行すること。

③中学校教員養成課程のうち、他部局にある学科で教員養成のでき得る免許状に係る専攻は、改廃または縮小すること。

④大学院12専攻は、現行通り維持する。ただし、学部

教官定員が約70人となるので、専攻によっては、大学院設置基準の教官数に不足するので、その場合には、他部局の支援が不可欠となること。

⑤大講座制に移行すること。

⑥学部名は、現行通り「教育学部」とすること。

### (3) 平成7年7月末の改革案

平成6年12月における文部省からの強い指導等と他部局からの部局改組に関連しての極めて強力な要請(特に、移行教官の数とその専攻)に対しての協議(12月～翌年2月)等により、前述の(2)のような学部案を計画せざるを得なかったが、特に、他部局への教官の移行数約30人と中学校教員養成課程の幾つかの専攻を縮小

することに対しての文部省の危惧(教員養成が残された約70名の教官で適切な教育が可能なのか)に伴う2月下旬の協議により、学生の他部局への振替え数と教官の移行数は、1月末頃の計画案を一部縮小し、数回に亘る文部省・関係部局等との苦渋に満ちた極めて苦しい交渉(4月～6月)に基づき、平成8年度学部概算要求締切の7月末には次のような改革案を策定した。

#### ①新設・改組する課程名及び入学定員

	改 組 前		改 組 後		増減数 △
	課 程 名	学生定員	課 程 名	学生定員	
教員養成課程	小学校教員養成課程	100	学校教育課程 教育基礎コース 言語系教育コース 社会系教育コース 理数系教育コース 生活系教育コース 芸術教育コース 音楽専修 美術専修 保健体育コース 障害児教育コース	130	
	中学校教員養成課程	50			
	高等学校教員養成課程	20			
	聾学校教員養成課程	15			
	養護学校教員養成課程	20			
	言語障害児教育教員養成課程	20			
	小 計	225			
新課程	総合科学課程	40			△ 40
			人間環境課程	40	40
	スポーツ科学課程	30	スポーツ科学課程	35	5
	小 計	70	小 計	75	5
合 計	295	合 計	205	△ 90	

②本教育学部の学生定員を、現行295人を205人とし、90人を削減し、その分を他部局の改組計画へ振替えること。

③大学院については、現行の12専攻(各専攻の小講座を大講座に移行)を維持すること。

④教官定員は、現行104人を90人とし、14人を削減すること。

⑤入学者選抜制度の見直し(推薦入学を積極的に実施)。

からの障害児関係課程の分野と養護教育分野については、今日的・社会的ニーズや地域性等を考慮して、必要小規模の改組に止め、存続させるようにとの指導があり、当該課程の学生定員を若干削減するに止め、当該分野の教官の他部局への振替えも取り止めるべく急遽変更せざるを得なかった。この余りにもドラステイックな文部省等からの要請に対応するための教育学部内での合意が得られるまでには、特に、障害児教育教員養成部門での教員就職率の低率等に鑑み、極めて苦渋に満ちた手続きと日時とを要した。

### (4) 平成7年8月末最終改革計画案

平成7年7月に提出の平成8年度学部概算要求案の策定により、一連の苦渋に満ちた学部改革の計画案策定作業はこれで完了かと思えたが、提出後に、文部省等

### III. 改革の実態

前項IIの改革の経緯概要で述べたような幾度かの変更を経て、平成7年9月には、本教育学部の改革案が本

決まりとなった。次に、その最終改革の実態についてその要点を記しておく。

## 1. 教育学部改組計画の骨子

(A) 学部名 「教育学部」 学生定員 225人

(B) 組織(骨子)

1) 学校教育教員養成課程 学生定員 115人

- ・主として小学校及び中学校教員の養成
- ・コース別編成

2) 障害児教育教員養成課程 学生定員 40人

- ・養護学校及び聾学校教員等の養成

3) 人間環境課程 学生定員 40人

- ・教育環境コース 10
- ・地域環境コース 15
- ・教育情報システムコース 15

4) スポーツ科学課程 学生定員 30人

- ・生活スポーツ学コース (10)
- ・スポーツ方法学コース (10)
- ・健康体力学コース (10)

(C) 学生・教官数

1) 学生定員は、現行295人を225人とし、70人を削減する。

現在の入学定員295人を、再編する教員養成部門「学校教育教員養成課程」に115人、「障害児教育教員養成課程」を40人、新部門の「人間環境課程」を40人、「スポーツ科学課程」を30人とし、教育学部としての入学定員を225人とする。削減の70人については、他部局の改組計画へ振替える。

2) 教官定員は、現行104人を92人とし、12人を削減し、他部局の改組計画等のために移行する。

(D) 大学院

現行の12専攻を維持する(小講座→大講座)。

(E) 現職教員教育部門

近年その重要性が強調されている高等教育機関におけるリフレッシュ教育の担当部門を、教育実践研究指導センターとの有機的結合を踏まえて、今後鋭意構想する。

(F) 入学者選抜制度の見直し

優れた教員となれる資質に恵まれた学生を受け

入れるため、従来の学力試験のみに偏重しがちな入学者選抜制度を見直し、推薦入学を積極的に導入してゆく。

## 2. 要求要旨

(A) 教員養成部門については、従来、小学校教員養成課程等6課程に分けて教員養成を行ってきたが、小学校・中学校の一体化教育に対応し、専門性と総合性を兼備した実践力のある教員を養成する必要性から、既設6課程のうち、障害児教育を除く小学校・中学校教員養成課程を統合し、「学校教育教員養成課程」に改組・再編する。

(B) 従来、障害児教育の課程としてある、聾学校教員養成課程、養護学校教員養成課程及び言語障害児教育教員養成課程の3課程は、それぞれ独自の教育内容を持っていたが、基礎的教育等については共通化可能な部分もある。また、養護学校教員養成課程にある小学部と中学部との区別、さらに、教科による区別も廃止し、より統合的・総合的に問題解決する知識と技能を持った人材を養成するため、「障害児教育教員養成課程」として改組・再編する。

(C) いわゆるゼロ免課程については、既存の「総合科学課程」を見直し、社会のニーズに見合い、教育学部でより適切に教育できる「人間環境課程」に改組し、三つの履修コースを設ける。

(D) 児童・生徒数の減少に伴う今後の教員需要の低下等を踏まえ、入学定員の見直しをすることとする。

## 3. 要求の具体的内容

(A) 課程の新設及び改組(入学定員改訂)の理由

① 全国の国立教員養成大学・学部の教員への就職率については、昭和54年度の78.5%をピークに平成6年度には52.7%まで下がり、過去最低の就職率となっている。

② 18歳人口の大幅な減少とこれに伴う教員需要について、石川県の採用者数及び予定者数を見ると、昭和60年度の478人を最多として、平成6年度には122人にまで減少している。

なお、今後の見通しとして平成10年度には、採用予定者が146人と多少回復する見込みもある。

- ③ 以上のような状況から、教員養成を目的とする学部としての入学定員の在り方について見直し、社会的ニーズに見合った資質の高い教員を養成するため、「学校教育教員養成課程」に再編し、ここに7コースを置き、また、現在の聾学校教員養成課程、養護学校教員養成課程・言語障害児教育教員養成課程の3課程も一本化して、「障害児教育教員養成課程」に改組する。
- ④ 総合科学課程については、平成元年に、教員養成課程の見直しにより、新設されたものであるが、社会的ニーズに応えるため、「総合科学課程」を廃止し、「人間環境課程」を新設する。本課程に、それぞれの目的にそった「教育環境コース」、「地域環境コース」及び「教育情報システムコース」の三つのコースを設置する。
  - ・「教育環境コース」は、具体的・心理的問題を解決するためのカウンセラーを養成することを含め、急速に変貌しつつある現代社会の中での人間の生き方に係わる諸問題に対して、教育科学的視点から柔軟に対応できる人材やさまざまな分野における教育指導者を養成することを目的としている。
  - ・「地域環境コース」は、自然科学の専門知識を基礎としつつ地域の人文環境の調査分析研究が体系的にできる人材、社会科学の知識を持ちつつ人間生活の舞台としての地域環境を体系的に調査分析できる人材の二つのタイプの人材を養成することを目的としている。
  - ・「教育情報システムコース」は、教育学的視点からの専門性を高め、教育システムについての豊かな知識や技能を身に付けた技術者を養成し、教育・学習支援システムの設計や制作及び運用のためのインストラクターなどの人材を養成することを目的としている。
- ⑤ スポーツ科学課程については、現在の高等学校教員養成課程(保健体育)及びスポーツ科学課程を発展的に統合し、運動・スポーツ・健康に

ついて基礎的並びに実践的な教育・研究を目的とする「生活スポーツ学コース」、「スポーツ方法学コース」及び「健康体力学コース」の3コースを設置する。

- ・「生活スポーツ学コース」は、生活の質的な向上に寄与するスポーツ振興の在り方を中心に、スポーツと人間のかかわり、スポーツと社会、スポーツと学習、また、スポーツ政策やスポーツ経営の理論と実際について基礎的並びに実践的に教育・研究することを目的とする。
- ・「スポーツ方法学コース」は、スポーツ技能並びに身体運動における身体の動きを科学的に分析し、得られた知見を個人スポーツ・対人スポーツ・集団スポーツ等の実際に応用するとともに、合理的かつ説得力のあるコーチングやアドバイス方法及びスポーツ種目の特性を考慮した普及発展の具体的方法の開発について教育・研究することを目的とする。
- ・「健康体力学コース」は、幼児から高齢者までの健常者の体力の構造と機能、体力の加齢に伴う発達と性差、体力の発達と運動刺激や生活環境との関係、体力の測定診断法(器具を含む)の開発、等々を研究対象とし、それ等の研究成果を通して、運動処方などの有益な基礎資料の提示を目的とする。また、健康に係る医学的分野との学際領域にも着手し、身体活動による積極的な健康維持管理から、内科的、外科的アプローチによるスポーツ障害の予防、リハビリテーション及びファーストエイドまでを網羅した教育・研究を目的とする。

(B) 新設・改組する課程名及び入学定員

	改 組 前		改 組 後		増減数 △
	課 程 名	学生定員	課 程 名	学生定員	
教員養成課程	小学校教員養成課程	100	学校教育課程 教育基礎コース 言語系教育コース 社会系教育コース 理数系教育コース 生活系教育コース 芸術教育コース 音楽専修 美術専修 保健体育コース	115	
	中学校教員養成課程	50			
	高等学校教員養成課程	20			
	聾学校教員養成課程	15	障害児教育教員養成課程	40	
	養護学校教員養成課程	20			
	言語障害児教育教員養成課程	20			
	小 計	225	小 計	155	△ 70
新課程	総合科学課程	40			△ 40
			人間環境課程	40	40
	スポーツ科学課程	30	スポーツ科学課程	30	0
	小 計	70	小 計	70	0
合 計	295	合 計	225	△ 70	

4. カリキュラムの改善

(A) 教育学部のカリキュラム改善

1) 教育目標

- ・幅広い知識と人間性豊かな教員養成のための教育、特に、今日の課題を適切に処理し、学校現場のニーズに対応できる教員の養成
- ・生涯教育に対応できる学際的な専門的知識の修得と指導能力のある人材の養成
- ・生涯スポーツ時代の中核となる専門的知識の修得と指導能力のある人材の養成

2) 改善の趣旨

- ・専門教育への円滑な移行と専門的学習への意欲の向上・開発
- ・教員養成課程での今日の学校現場のニーズに即した課題の履修指導
- ・他の学部にはない、教育学部独特の専門分野を主とする新課程の設置に伴う専門教育
- ・生涯学習・健康増進・スポーツ等を今日的・

社会的ニーズに即応して指導でき得る人材養成のための専門教育

3) 専門科目

- ・教員養成の課程にあつては、教員免許の教職科目を1年次から開講し、教科専門科目は2～3年次に履修するよう指導する。新設の課題別選択必修科目は、「人権教育」、「表現とメディア教育」及び「環境と健康の教育」で構成し、各課題から2単位ずつ計6単位を必修とし、他を自由選択とする。
- ・新課程にあつては、序論・入門・概論等を1年次から開講し、コース専門科目は2年次から開講する。各種資格・教員免許の取得に関する専門科目の履修指導を行う。
- ・卒業論文を重視し、全課程で必修とする。

4) 教養的科目

- ・総合科目・テーマ別科目・一般科目……自然・社会・人間系から各4単位以上、計12単位

以上を含めて合計26単位

- ・言語科目8単位以上(未修言語科目4単位を含む)
- ・基礎科目(理系)自由選択の中で履修指導による充実
- ・教員養成の課程にあつては、教養的科目の履修において特定の分野にかたよることなく履修することを指導

(B) 教員養成課程の課題別選択必修科目の設置趣旨

1) 理念

本科目群は、本課程の全学生が今日学校教育で生じている「いじめ」、「差別」、「体罰」及び「健康」等の諸問題を十分に理解するとともに、メディア教育をとおして教育機器の活用が十分できる人材を養成する目的で設けられた。

2) 履修方法

次の各課題群から2単位、計6単位を必修として履修し、他を自由選択とする。

「人権教育」

いじめ、教師の一方的な教育、体罰、障害者問題、国際問題等、学校現場そして社会の中で生じるさまざまな問題が人権意識の歪みや希薄さから生じていることへの対応。

「表現とメディア」

一人一人の個性が尊重され、しかも多様な個性が求められている現代社会では、こどもの自己表現力の養成は当面する課題である。そのメディアとして文字・言語・音楽・美術等があり、さらに、近年そのメディアの活用として情報活用能力の養成が必要となっている。また、そのために教員のメディア教育に必要な基礎的教育の徹底と情報機器に関する知識や技能が要求されていることへの対応。

「環境と健康の教育」

学校教育における人間の「環境と健康」の調和は、21世紀に向けての大きなテーマの一つである。特に、環境教育の遅れが懸念されている

我が国では、これと健康教育とは大切な問題として深く精通し、啓蒙できる人材の養成が教育現場で強く求められていることへの対応。

5. 改革における「学校教育教員養成課程」一本化の理由

本学部では、従来教員の養成を小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・高等学校教員養成課程・聾学校教員養成課程・養護学校教員養成課程・言語障害児教育教員養成課程の6課程に分けて行ってきた。そして、それぞれの課程において、その課程の専門家を養成することを目的とし、これまでかなりの成果を挙げてきた。しかし、これ等諸課程の自己完結的システムは、必然的に他課程との交流を阻む閉鎖的な性格を持つものであったことも事実である。そこで、今回の改革では、それを克服するため、義務教育を一体化し、総合性を目指し、なお、今後の教育界の動向を踏まえ、より積極的に教育現場の状況に対応できることを目的として、従来の障害児教育部門を除く他の3課程を学校教育教員養成課程として一本化することとした。

その主な理由は、次のとおりである。

ア. 小学校・中学校一体化教育の重要性と必要性

小学校と中学校は共に義務教育でありながら、両者間には緊密な交流が殆どないのが現状である。義務教育を重要視するためには、相互に教育内容を十分に把握する必要がある。小学校と中学校とは一体化し、それぞれは義務教育の一部であるという認識に立脚し、それ等の教育内容等を学習すべきである。

したがって、小学校教員養成課程と中学校教員養成課程を一本化の中に組み入れることによって、

(ア)両者に共通する基本的授業科目、例えば、教職科目等は1～2年次に、各課程特有の授業科目は高学年次にそれぞれ履修できるようにすることによって、学生の将来の志望の選択肢・自由度が広がり、選択能力・学力等の未熟な入学試験時に拙速に志望を決めねばならないという弊害もなくなり、入学後に熟慮のうえ、より適切な選択ができる。

(イ)このことは、また、社会的ニーズに適應した学校種の免許状の選択が適切にでき、教員採用率の



アップにつながるものである。

(ウ)入学当初から、それぞれの課程に細分されていると、他の課程についての認識が薄れ、閉鎖的となるが、義務教育一体化教育を行うことにより、学生に義務教育としての意識が強化され、何が今日の学校問題であるかの認識が強まり、さらに、課題別授業科目の履修等により就職後における児童・生徒の指導に適正に対応できる力量を修得することが可能となる。

#### イ. 専門性と総合性を兼備した教員の養成

学生たちは、各コースごとに、主として小学校の教員免許取得のための授業を受ける者と、主として中学校の教員免許取得のための授業を受ける者とに分かれるが、各コースの入口を一本化することにより、同じ領域であるという意識は、相互の関心の持ち方にも従来とは比較にならない程に大きいものがある。したがって、それぞれに専門性を持った教員であると同時に、より幅の広い深みのある視野から総合的に教育を考えることのできる教員を養成することが可能となる。

#### ウ. (他学部では不可能な)本学部独特の教員養成

また、このような専門性と総合性を追求した教員養成は、この部門の一本化によってこそ実現が可能であり、より大きな効果を挙げることが期待できる。このシステムによって、他学部の追従を許さない、きめの細かい義務教育に強いと云う本学部独特の特色を持った教員の養成が可能となる。

#### エ. (カリキュラムの特色である)課題別選択必修科目群が有効に生かせる教育

本改革では、教育現場の今日的問題にも応え、課題別選択必修科目群を設けた。ここに網羅した科目群と学生への必修科目としての課し方は、本学部独特のもので、本改革の目玉であり、学校現場が直面している今日的・社会的課題に応えるものと云える。そして、これ等は、小学校課程・中学校課程に囚われることなく、すべての学生に対して履修を保障し、関心を持たせる必要がある。このようなカリキュラ

ムの特色を有効に機能させるためにも一本化は必要である。

#### オ. 教育現場のニーズと学生の教員免許取得の現状

近年の就職状況を見ると、課程別に教員免許を与えることは、必ずしも教育現場のニーズ、ひいては学生のニーズに対応するものではなくなってきた。本学部の学生が主として就職する各県の教育委員会では、小学校と中学校、あるいは、中学校の幾つかの専攻の教員免許を取得していることが望ましいという姿勢を示しているところが多い。したがって、学生もそれに対応して、複数の免許を取得しているのが現状である。

以上のように、教育現場のニーズとそれに対応する学生の教員免許取得の実態が、既に一本化の道を歩いている。このような現状を考慮したことも今回の一本化の理由であった。

#### カ. 複数免許取得に係る指導

本学部の学生が、就職する石川県を始めとする北陸3県の各県教育委員会では、小学校、中学校(教科別)及び高等学校(教科別)の教員免許の中から複数の免許の取得を要望している。事実、前項「オ」に記述したように、本学部の学生もこのような各県教育委員会の要望に応えるような免許の取得をもって対応しているのが実態である。

したがって、本学部においては、改革後もより一層各県教育委員会の要請に即して、複数免許取得を学生にガイダンスし、もって学生の就職率向上に向けて十分に指導を行っていききたい。このような複数免許取得の指導においても、現行のような6課程に細分したままでの、云わば、入学時には入口は多いが、卒業時には出口は一つという現行よりは、課程を一本化して対応することの方がより妥当性があり、学生への指導も適正にできる。

#### キ. 学生定員からみた一本化

改革前には、本学部の教員養成部門の学生定員は225人であったが、今回の改組では、155人にまで削減された。この定員は、他の国立教員養成大学・学

部のそれと比較すると、一課程のそれに比定されるほどである。このような少数の学生定員を従来のような6課程に細分することの有効性・実行性には、一部の課程、例えば、聾学校教員養成課程・言語障害児教育教員養成課程などを除き、メリットは余りない。この言語障害児教育教員養成課程にしても、昨今では聾学校教員養成課程・養護学校教員養成課程等と併せて、障害児教育教員養成課程として一本化の方向に向かいつつあるという現状に鑑みるならば、少数の学生定員を多くの課程に細分することはいかなものかと思われる。小学校教員養成課程の場合でも、入学後には中学校教員養成課程と同様、国語、理科専攻等10余の専攻に細分されている。他の国立大学では、入学試験の時点で、既に中学校教員養成課程の教科専攻のように細分され、定員化されていて、まさに小学校教員養成課程は中学校教員養成課程そのものである。

#### ク. 入学試験と一本化

今後入学試験において分離分割方式の実施や推薦入学制度を大幅に取り入れるに当たっても、少数の学生定員を幾つかの課程に分け、さらに中学校教員養成課程のように10余の教科専攻に細分しての実施は、かなり困難である。むしろ、一本化された一つの課程とした上での分離分割方式と推薦入学制度の実施の方がより適切であり、実施し易いと云える。

以上のような諸事情等を十分考慮の上、本学部の抜本的改革の一つとして、障害児教育教員養成部門を除く教員養成部門の一本化を図り、この大きい課程の中に現在の小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・高等学校教員養成課程の各専攻をコースとして残すことによって、現在の諸問題に十分対処できるように配慮した。

#### IV. 最終改革案提出後の学内での諸調整

最終改革案を提出した後、特に、教官移行の実行に係わっての諸調整が関係部局との間で行われた。

##### 1) 学生定員の振替え

教授会・将来計画検討委員会での議を経て、教

育学部の削減学生定員70人は、文学部へ20人、法学部へ10人、経済学部へ10人、理学部へ20人、そして工学部へ10人がそれぞれの部局の改組計画に即して振替えられた。

##### 2) 教官定員の移行

一部の手直しを除き、教育学部から他部局への教官定員の数と専門分野についての概算要求書上の移行は、平成7年5月末には決定された。しかし、教官の現員移行については、特に、各部局の教育・研究分野等に関連しての事情があって、削減される教育学部と移行教官を引受ける当該部局の事情とが必ずしも一致せず、これ等の調整には計り知れない時間と労力とを費やし、苦悩の協議を重ねた。なかんづく、移行する教官の希望等教官個人の人権に係る問題もあり、各部局の部長・評議員各位・調整委員に多大のご盡力をいただいた。

結局は、部局の改組計画、教官の志望・専攻・職階等の諸事情により、幾らかの教官数については、教育学部の停年退職教官席を一時的に当てる等の緊急避難的対応を以って処理せざるを得なかった。したがって、教官定員の移行が完全に終了するまでには、なお今後5年有余を要し、加うるに、教育学部においては、教官移行完結に至るまでは、本改組による学部の新教官定員を上回る教官実員を如何に処遇すべきか、今後処理すべき課題としてなお残されている。

また、教養部の廃止に伴う教官分属に関連して、教育学部への分属を志望の幾人かの教官を受入れ、当該教官の身分等については、分属に係る全学的申合わせ等に即して、今後処理されることとなっている。

##### 3) その他の調整事項

今回の一連の学部改革に伴い、特に、学生定員の振替えと教官定員の移行に伴う研究室等を含む所定面積の他部局への移管等が今後処理されるべき事項としてなお存在する。